

社会福祉法人天祐会の役員等報酬及び 費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天祐会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬及び費用弁償の額について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事、監事及び評議員及び評議員選任・解任委員、第三者委員（以下役員等という）の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 一人あたりの各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、出会日数に応じてその都度支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務のため旅行するときは、費用弁償（その旅行が在勤地内を除く。）を支給する。

(職員の報酬について)

第5条 当法人職員が役員となった場合、給与にて手当を支給するため、理事会における報酬は支給しない。

附則

この規程は 平成29年03月18日より適用する。

この規程は 令和4年10月27日より適用する。

(別表)

区分	報酬			
	全日額	半日額	1～3時間以内	1時間以内
理事	15,000	10,000	8,000	0
監事	15,000	10,000	8,000	0
評議員	15,000	10,000	8,000	0
第三者委員	15,000	10,000	8,000	0
評議員選任・解任委員	0	0	0	0